

府育英会奨学金の貸し付け

来年度に高校、高等専門学校、専修学校（高等課程）に入学を希望する生徒の保護者を対象に「授業料に対する貸付（奨学資金）」と「入学資金に対する貸付（入学時増額奨学資金）」の予約申請が、各市立中学校で実施されます。

申請の締め切りは10月7日(金)までです。

※私立中学校などの締め切りは各学校にお問い合わせください。

問い合わせ 各市立中学校、教育指導室（内線364）



相談

ものわすれ相談のご利用を

ものわすれなどの気掛かりな症状や認知症の予防、認知症の人への対応方法などの相談を看護職がお伺いします。また、タッチパネル式のパソコンを使った「ものわすれ健診」も実施します。

とき 10月12日(水)、午後1時30分～3時

ところ 総合福祉会館（当日、直接会場へ） **参加費** 無料

問い合わせ 高齢介護課（内線189）

引きこもり相談窓口

15歳（中学校卒業後）からおおむね39歳までの人で引きこもりなどに悩んでいる人とその保護者を対象に、カウンセラーによる相談を実施します。

とき ①10月27日(木)、②11月24日(木)、いずれも午後1時～2時30分、午後2時30分～4時

ところ 青少年センター

定員 各1人（申し込み先着順）

参加費 無料

申し込み ①は10月6日(木)～20日(木)、②は11月7日(月)～17日(木)までに、生涯学習課〔☎(24)1451〕へ

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）、祝日を除く、1人年1回
	第1・3水曜日	午後1時～4時	金剛連絡所	
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線182、185）、祝日を除く
行 政 相 談	20(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司 法 書 士 相 談	18(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人、1人年1回
人権なんでも相談	28(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日は電話相談も可（内線187）、人権擁護委員による相談
女性のための電話相談	7(金)、14(金)、18(火)、25(火)、11/4(金)	午前10時～午後2時		〔☎(23)0567〕、問い合わせ（市役所内線474）、女性の相談員による相談
女性の悩み相談	13(木)	午前10時30分～午後0時30分	すばるホール3階	定員4人 要予約（市役所内線474）、女性カウンセラーによる相談 ※13(木)は午後3時30分まで 定員5人
	21(金)	午後1時30分～4時30分	男女共同参画センター	
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会	事前予約も可〔☎(24)3700〕、電話相談も可、祝日を除く
生 活 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	（人権文化センター内）	
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約〔☎(26)1233〕、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子 育 て 相 談	月～土曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可〔☎(25)0666〕、祝日を除く
健 康 相 談	24(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約〔☎(28)5520〕、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約〔☎(26)7887〕、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農 業 相 談	5(火)、11/4(金)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線444）
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談〔☎(25)1101〕、祝日を除く
商工法律相談	11(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
経 営 相 談	12(水)	午後1時30分～4時50分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
日本政策金融公庫相談	12(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
税理士による税務相談	14(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
消 費 者 相 談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン〔☎188〕
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会〔☎(24)3700〕
お出かけ就労支援相談	25(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	19(水)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション〔☎(26)9441〕
労 働 相 談	13(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日は電話相談も可（内線187）、社会保険労務士による相談
障がい者就業・生活相談	17(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日は電話相談も可（内線199） 専門相談員による相談（就職のあっせんはしません）



講座

ワンポイント！介護講習会

在宅介護に必要な介護方法について、講義や実技を取り入れた同講習会を開催します。今回は「高齢者疑似体験」と「車イスや歩行器などの基本操作および介助方法」をテーマに、介護が楽になるコツを学びます。

とき 10月26日(火)、午後2時～3時30分
ところ 市消防本部 ※市消防本部には駐車場はありませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

定員 30人 **参加費** 無料
申し込み 10月25日(火)までに高齢介護課(内線197)へ(申し込み多数の場合抽選)

若さ・健康・体力アップ教室

とき 11月2日～12月21日の毎週水曜日(11月23日は除く)、午前9時45分～11時45分(全7回)

ところ けあばる
内容 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイント、口のケアについてなど

対象者 市内在住で65歳以上の人
定員 30人 **参加費** 無料
申し込み 10月23日(日)までにウエルネスけあばるへ(電話申し込み可)
※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

相続対策講座～あなたが知りたい相続にまつわるお金の話～

「相続」が「争続」となり残された家族が悩まないためにも、家族全員で早いうちから相続について考えてみませんか。経験豊富な税理士が相続の基本や手続きについて分かりやすくお話しします。

とき 11月19日(土)、午前10時～正午
ところ レインボーホール(市民会館)
定員 200人(申し込み先着順)
参加費 無料
申し込み 10月6日(木)～、レインボーホール(市民会館)へ(電話申し込み可)

食育講座 & 試食会「自然のエネルギーで育つ農産物を子どもたちへ」

とき 11月19日(土)、午前11時～午後1時
ところ きらめきファクトリー

内容・講師 「自然のエネルギーで育つ農産物を子どもたちへ」=久野 陽子さん(富田林自然農法根っ子の会会員)、「自然のエネルギーを大切にす農業に取り組む」=高橋 博美さん(富田林自然農法根っ子の会理事長)
※講座終了後、自然農法で栽培された米や野菜を使用したご飯やみそ汁などを試食。

定員 20人 **参加費** 無料
申し込み 11月5日(土)(必着)までに、往復はがきに住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号を記入し、☎584-0056嬉449 富田林自然農法根っ子の会事務局[☎090(5664)3388]へ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み不可)

精神障がい者家族教室

とき 10月25日(火)、午後2時～4時
ところ 富田林保健所

内容・講師 「地域の福祉制度、福祉サービスについて」=市障がい福祉課職員、「精神障がいのある方への就労支援～働くこと・働き続けること～」=坪倉 浩治さん(南河内南障害者就業・生活支援センターセンター長)、松本 幸紀さん(同センター主任就業支援担当)

対象者 市内在住の精神障がいのある人の家族

定員 20人(申し込み先着順)
参加費 無料
申し込み 10月6日(木)～18日(火)までに富田林保健所地域保健課[☎(23)2684]へ

福祉施設のお仕事・事業所見学会

とき 10月19日(火)、午後1時50分～
ところ (社福) 富美和会(ケアセンター Nishiki)(錦織南二丁目1の1)
※申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ ハローワーク河内長野 [☎(53)3081]

食育講座「食べたもので心と身体がつくられる～助産師が語る食育～」

つどいの広場「すこやかひろば」がPL病院の助産師を講師に迎え、寺台保育園で、同講座を開催します。

とき 10月26日(火)、午前10時30分～11時30分

対象者 妊娠中の人または就学前の子どもと保護者

定員 20組(申し込み先着順)
参加費 無料
申し込み 10月6日(木)～、すこやかひろば[☎(56)5540]へ

骨密度測定会

とき 10月20日(木)～22日(土)、午前11時～午後7時の間に各8回 ※時間は、申し込み時に確認してください。

ところ ウエルネスけあばる
定員 各回20人(申し込み先着順)
参加費 1回500円(当日、施設利用者は1回300円)

申し込み 10月6日(木)、午前11時～、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可) ※10月6日(木)、午前7時～、けあばるホームページ[http://carepal.or.jp/]からも申し込み可(ホームページから申し込む場合は、「その他連絡事項」欄に希望する日時を明記してください)。



教育

たげんごしんろ 多言語進路ガイダンス

外国から来られたり、外国から帰国されたりした児童・生徒やそのご家族に、中学卒業後の進路や高校について説明します。また、進路選択や高校生活などについて個別相談もできます。

とき 10月10日(木)、23日(日)、いずれも午後1時～4時

ところ 市役所
定員 各8組(申し込み先着順)
参加費 無料(通訳あり)

申し込み 10月6日(木)～、担任の先生、教育委員会(内線363)、NPO法人とんだばやし国際交流協会[☎・FAX(24)2622]へ



上下水道

水道の使用開始・中止は必ず届け出を

○転入や転居などで新たに水道を使用される場合は、事前に届け出が必要で
す。また、改築や新築などの工事をされる場合も臨時栓としての届け出が必要です。なお、届け出がない場合、罰則が適用されることがあります。

○転出などで水道を使用されない場合は、料金の精算が必要となりますので、必ず閉栓の届け出をしてください。

○インターネットでも使用開始や中止の手続きができます。市ウェブサイト内の水道事業のページにある申し込み画面に、必要事項を入力し送信してください。水道お客様センターで申し込み内容を確認後、手続きをします。

検針は2カ月に一度お伺いしていますが、メーターボックスの上に車や物を置かないよう、また付近に犬を放し飼いにするなど検針の支障とならないようご協力をお願いします。

なお、閉栓中であっても、定期的に検針を実施しています。メーター以降の水道管などの維持管理は利用者に帰属することから、閉栓中の漏水などについては、自己負担となりますのでご注意ください。

問い合わせ 水道お客様センター
☎(20)6400

浄化槽の定期検査を受けましょう

浄化槽管理者は、保守点検や清掃の実施と併せて、浄化槽法に基づく定期検査を毎年1回受けることが義務付けられています。

同検査は浄化槽が適正に管理され、浄化槽の放流水が適切な水質であるかを確認する検査で、府が指定した検査機関である(一社)府環境水質指導協会☎072(257)3531に検査を申し込み必要があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 富田林保健所衛生課
☎(23)2682

水道メーターの取り替えにご理解とご協力を

水道メーターは、計量法により使用有効期間が8年と定められているため、本市では有効期限が迫った水道メーター(私設の参考メーターは除く)を順次取り替えています。

メーター交換を予定しているお宅には、事前に「お知らせチラシ」を配布しますのでご協力をお願いします。

●取り替えに際してのお願い

○メーターボックスの上に車や物を置かないでください。

○メーター交換のときは15~30分程度、水を止めさせていただきますのでご了承ください。

○交換後、水が白く濁る場合がありますが、空気が混入しているだけで問題はありません。少し水を出していただければ解消します。

メーター交換は無料となっていますので代金をいただくことはありません。なお、委託業者は上下水道部発行の証明書を携帯していますのでご確認ください。

また、塀や擁壁の工事などでメーターの位置を変更する場合は、指定工事業者を通じて、検針しやすい場所に移設してください。

工事については、市指定給水装置工事業者または市管工事業協同組合☎0120(032)497へお問い合わせください(月~金曜日の午後5時30分以降と土・日曜日、祝日は市役所宿直室☎(25)1000へ)。

問い合わせ 水道工務課(内線257)

安心して水道をお使いいただくために

水道水は塩素で消毒していますが、旅行などで長い間留守にされたときは、ご家庭の給水管に水が長時間滞留し、消毒の効果が薄れることがあります。

通常の使用では水質基準内で問題ありませんが、長時間使用しなかったときは、念のためバケツ一杯分程度、飲み水以外にお使いください。

問い合わせ 水道工務課(内線257)

悪質な訪問販売にご注意を

最近、「市役所から委託されて来た」と騙る業者が強引に水質調査をし、浄水器を販売したり、水道管の清掃をしたりする事案が多く発生しています。

市は直接、浄水器の販売や、水道の調査・工事などはしていません。



必要でない場合や不審に感じた場合は毅然とした態度で断ってください。判断が難しいときは、その場で市役所にご相談ください。また、「だまされたかな」と思われる人は消費者相談をご利用ください。

問い合わせ 上下水道総務課(内線251)、市消費生活センター(内線186)



税

土地の利用変更や家屋の新築・増築、取り壊しをした場合は届け出を

宅地や農地、山林を駐車場や資材置き場などに利用される場合や、元に戻された場合は、課税方法・税額が変わりますので届け出てください。

また、家屋の新築や増築、取り壊しをされた場合も必ず届け出をしてください。

なお、倉庫や物置なども課税の対象となる場合があります。いずれも法務局で、土地については地目変更登記、家屋については表題・滅失登記を済まされた場合は必要ありません。

問い合わせ 課税課(内線113~116)

今月は市・府民税の第3期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

預(貯)金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局などへ。また、預(貯)金口座のキャッシュカードを納税課に持参して手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。納税課(内線121~124)

◆固定資産税 都市計画税		◆市・府民税		◆軽自動車税	
第1期	5月	第1期	6月	全期	5月
第2期	7月	第2期	8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期	9月	第3期	10月		
第4期	12月	第4期	1月		



国民年金

ご存じですか？ 国民年金保険料の「後納制度」

後納制度とは、27年10月から30年9月までの3年間に限り、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる制度です。後納制度を利用することで、将来の年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が年金受給資格を得られたりする場合があります。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給されている人などは、後納制度をご利用いただけませんのでご注意ください。

なお、後納制度を利用して保険料を納めるには事前申し込みが必要です。

申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 国民年金保険料専用ダイヤル【☎0570(011)050】、天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】

国民年金保険料をまとめて前納すると割り引きされます

今年度の下半期分（10月～29年3月分）の保険料を10月31日(月)までに前納すると、保険料が割り引きされます。

また、保険料の一部が免除承認されている人も、納付すべき一部の保険料を前納することにより割り引きされます。割り引き額は、下表のとおりです。

	毎月納付の納付額(6カ月分)	下半期の前納額(6カ月分)	割り引き額
定額保険料	9万7560円	9万6770円	790円
4分の3納付(4分の1免除)	7万3200円	7万2610円	590円
半額納付(半額免除)	4万8780円	4万8380円	400円
4分の1納付(4分の3免除)	2万4420円	2万4220円	200円

下半期分の保険料の前納方法

「領収(納付受託)済通知書」の領収日付欄に「下期」と表示のある納付書で、最寄りの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。※前納用の納付書がないときは、年金事務所にご連絡ください。

問い合わせ 天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】



介護保険

65歳になる人に 介護保険被保険者証を送付

介護保険制度では、65歳(誕生日の前日)になると第1号被保険者となります。本市では、同被保険者になる月の初旬に同被保険者証を送付しています。要介護認定の申請の際に必要となりますので大切に保管してください。

また、同被保険者になると介護保険料の計算方法や納め方が変わります。

詳しくは、同被保険者証に同封のパンフレット、または翌月に送付する保険料の納付通知書をご覧ください。

介護保険料は原則、特別徴収(年金からの天引き)で納めていただくこととなりますが、同被保険者になられてすぐには特別徴収になりません。しばらくの間、普通徴収(市から送付する納付通知書で納付)で納めてください。また、特別徴収になる時期は、事前に通知します。

なお、65歳になる前の保険料や納付については、ご加入の医療保険(健康保険組合など)に直接お問い合わせください。

●10月から特別徴収に変わる人

現在、普通徴収で保険料を納めている人のうち今年4月1日時点で、65歳になっている人で、特別徴収の対象となる公的年金(老齢年金や退職年金など)を年間18万円以上受給している人、今年本市へ転入した人で年金保険者(年金事務所、共済組合など)に住所変更の手続きを完了されている人、または昨年度中に保険料額更正などで特別徴収から普通徴収に変更となった人は原則、介護保険料の支払い方法が10月から特別徴収に変わります。

ただし、すでに納付書をお持ちの場合は、上記にかかわらず来年3月まで普通徴収で納めてください。

問い合わせ 高齢介護課(内線175、176)



福祉

障がい者医療証(65歳未満)が「オレンジ色」に変わります

現在、「障がい者医療証」(緑色)をお持ちの人は、10月31日(月)で有効期限が切れま。

引き続き該当する人には、新しい医療証(オレンジ色)を10月末に郵送します。届かない場合や初めて申請される人は、お問い合わせください。

また、同医療証をお持ちの人で健康保険証や住所などに変更のある人は速やかに届け出てください。

対象者 本市に住所を有し、健康保険に加入している65歳未満の人で、次のいずれかに該当する人

- ・身体障がい者手帳(1・2級)を持っている人
- ・療育手帳(A)を持っている人
- ・身体障がい者手帳(3～6級)と療育手帳(B1)の両方を持っている人

問い合わせ 福祉医療課(内線163、164)



募集

けあばる非常勤登録 ホームヘルパー募集

勤務形態 直接自宅から対象者宅を訪問しケアする直行直帰制 ※勤務時間など詳しくはお問い合わせください。

対象者 介護職員初任者研修以上修了者(同等以上可)、もしくはガイドヘルパー資格取得者

申し込み 月～土曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時にけあばる【☎(28)8633】へ

富田林病院助産師・看護師・ 看護助手募集

職種 助産師、正看護師(いずれも正規職員)、看護助手(パート職員)

※勤務形態や申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 富田林病院総務課【☎(29)1121・Eメールjinji@tonbyo.org】
※見学も随時受け付けています。